

**テーマ：「令和2年分年末調整の変更点」**

今回は、令和2年分年末調整から適用される所得金額調整控除の制度と年末調整手続きの電子化についてご紹介します。

**1. 所得金額調整控除**

中野短信 No. 79にてお知らせしたとおり、平成30年度税制改正で給与所得控除の見直しが行われ、基礎控除と給与所得控除が引き下げられました。これにより、子育て・介護世代の税負担が増えないよう、新たに所得金額調整控除が創設されました。

① 控除が適用される人

給与等の収入金額 が850万円超	+	イ 納税者本人が特別障害者である または ロ 23歳未満の扶養親族がいる または ハ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる
---------------------	---	--

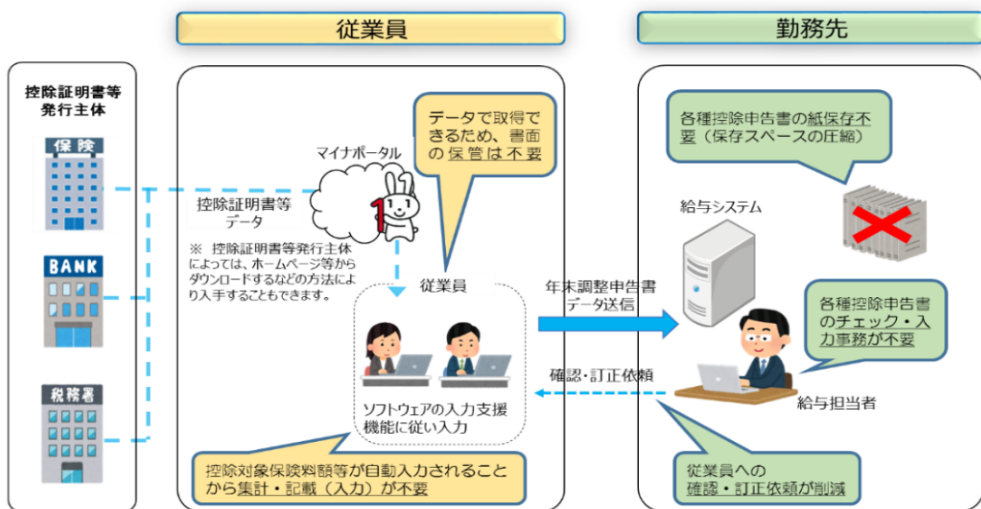
② 年末調整で給与所得から控除される金額

$(\text{給与等の収入金額}^{(*)} - 850\text{万円}) \times 10\%$       (\* 1,000万円を超える場合は1,000万円として計算)

なお、この制度の適用を受けるためには、勤務先に所得金額調整控除額申告書を提出する必要があります。

**2. 年末調整手続きの電子化**

令和2年の年末調整から、生命保険控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、従業員が勤務先に電子データで提出することができるようになります。



出典：国税庁「年末調整手続きの電子化概要図」

これにより、従業員・勤務先双方の事務が効率化するというメリットがありますが、手続きを電子化するためには、従業員はマイナンバーカードを取得してマイナポータルと連携し、勤務先は給与システムを改修する等の事前準備が必要になります。